



# 近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成 28 年 8 月 25 日

## 28 年夏号

No. 36

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 石谷 秀志  
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号  
編集委員 / 森福清和・杉本あすか・櫻井善章・森永正樹・小西儀孝



『河口湖大石公園  
～逆さ富士～』



『富士山と芝桜』



(写真：高岩 弘至 先生)

### 【28 年夏号 主な内容】

- |     |  |     |  |
|-----|--|-----|--|
| 1 面 | 写真『河口湖大石公園』<br>『富士山と芝桜』                  | 6 面 | 寄稿「韓国へのクルーズ」                               |
| 2 面 | 中島副支部長あいさつ                               | 7 面 | 寄稿「支部ゴルフに参加して」                             |
| 3 面 | 泉大津税務署長あいさつ<br>会員の異動                     | 8 面 | 租税教育推進委員会より<br>最新研修ビデオの紹介、<br>原稿・写真募集、編集後記 |
| 4 面 | 第 35 回誌上研修<br>「空き家発生抑制のための<br>譲渡所得の特例開設」 |     |  |



## ご挨拶

副支部長 中島 浩

残暑の候、泉大津支部の会員先生方はいかがお過ごしでしょうか。

平素は支部の会務運営に対し、深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜りまして心より厚く御礼申し上げます。

また、去る6月3日の支部定期総会において、すべての議案でご承認いただき、石谷支部長体制の2年目を無事迎えることができましたことを、重ねて感謝申し上げます。

昨年の支部定期総会において副支部長を拝命し、「研修」と「情報化対策」を担当させていただいておりますが、無我夢中で駆け抜けてきた1年だったように思います。特に「研修」については、ほぼ毎月の研修会の準備であたふたしておりました。

昨年度から税理士会会則等において36時間以上の研修受講が義務化され、また平成30年度からは受講時間が公表される予定となっています。これにともない、支部研修事業の重要性がさらに増し、「研修」担当としましては身の引き締まる思いであります。今後より一層研修内容を充実してまいりたいと思いますので、泉大津支部の会員先生方には36時間以上の研修受講を達成していただきますようお願い致します。

また、研修会への参加の他にも、マルチメディア方式による研修（ビデオ・DVDの視聴）も受講時間に含まれます。近税パソネット21（近税会HP）に掲載されているビデオ、支部事務局に備えられているDVDなどもご利用下さい。

アベノミクスの後退・英国のEU離脱などの経済情勢や消費増税の延期など、我々を取り巻く環境は厳しいものとなっておりますが、会員先生方にはご健康に十分ご配慮いただき、暑い夏を乗り切ってくださいますようお願い申し上げます。



## 大阪・奈良税理士協同組合

保険・福祉共済制度・あっせん事業の利用に一層のご協力を!

### ●保険

〈全国税理士共栄会〉  
VIP大型総合保障制度  
全税共年金  
〈近畿税理士企業共済会〉  
総合事業保障プラン  
〈その他〉  
ゴルフアース保険、自動車保険  
火災保険

### ●積立年金

阪奈積立年金

### ●共済制度

小規模企業共済制度  
中小企業倒産防止共済制度  
中小企業退職金共済制度

### ●不動産

不動産情報(売買、仲介)  
戸建住宅、マンション、リフォーム

### ●あっせん事業

税理士業務関連/事務用品関連  
税理士マーク入りクレジットカード/人材派遣  
ゴルフ関連/カーライフ関連/レクリエーション関連  
生活関連/PETガン検診 等

### 組合HP会員様へのサービス特典

- ①研修会のWeb申し込み
- ②組合員価格で書籍等のご購入可能  
(清文社・大蔵財務協会)
- ③研修会ビデオライブラリーの閲覧...etc

詳細はHPをご覧ください▶<http://www.hanna-zeikyo.jp>

※組合員専用ページへの登録が必要です。

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館11F TEL(06)6941-6888/FAX(06)6947-2800



## 着任のごあいさつ

泉大津税務署長 篠田 篤司

残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の定期異動で大阪国税局総務部税務相談室主任税務相談官から赴任して参りました。前任の柴原署長からも当管内における納税道義は非常に高いと伺っており、署長として伝統あるこの地で勤務できますことを光栄に思っております。署長としてできる限りの努力を致す所存でございますので、前任同様、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

さて、多くの国民の皆様が心配された消費税の10%への引上げ及び軽減税率の導入が延期され、2019年（平成31年）9月30日までは、現行の制度が維持されるものとなりました。その一方で、本年1月から実施されました社会保障・税番号制度（「マイナンバー制度」）は、先生方の御協力のお蔭で法人税や消費税等の事務においては円滑に推移しているところではございますが、来年の平成28年分の確定申告においては若干の混乱も懸念されるところでございます。

私ども泉大津税務署ではマイナンバー制度の一層の定着に向けた各種広報施策や説明会等を開催し、納税者の皆様方の利便性を高めてまいりたいと思っております。併せて、e-Tax及び書面添付制度の一層の普及・定着につきましても、引き続き、重要課題として取り組んでいきたいと考えておりますので、先生方におかれましては、これまで以上のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のますますのご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



## 会員の異動

平成28年8月15日現在・・・会員数 114名（内税理士法人 2）

### <入会>



#### H28.1.1 野田 泰啓 先生（東支部より）

登録番号：129747 生年月日：昭和42年7月14日生

事務所：泉北郡忠岡町忠岡中1丁目2番11号 TEL：0725-23-0071 FAX：0725-23-0071



#### H28.1.16 鈴木 啓之 先生（堺支部より）

登録番号：99588 生年月日：昭和47年8月7日生

事務所：和泉市王子町2丁目6番65号 TEL：0725-92-8061 FAX：0725-92-8062

メッセージ：また、泉大津支部の会員となりました。皆さま、よろしくお願い申し上げます。



#### H28.2.17 溝川 裕也 先生

登録番号：131881 生年月日：昭和55年7月26日生

事務所：和泉市室堂町5番地の1（1-1301） TEL：0725-58-6044 FAX：0725-58-6044

メッセージ：若輩者の私ですが、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### <転出>

H28.2.16 花岡 誠司 先生（西淀川支部へ）

H28.7.1 三上 高広 先生（葛城支部へ）

### <ご逝去>

～謹んでお悔やみ申し上げます～

H28.4.23 藤本 茂郎 先生





## 第 35 回誌上研修 空き家発生抑制のための譲渡所得の特例開設

研修委員 馬場崎 淳

### 1. 創設の背景

ネズミ・ハエ等の発生やごみの放置等による不衛生、火災や倒壊の恐れなど、適切な管理が行われていない空き家が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、迷惑・危険な「特定空き家」と認定された場合に、修繕・撤去などにより改善されなければ市区町村が除却にまで踏み込める空き家対策法が平成 27 年 5 月に完全実施されました。そして税制面からは、固定資産税の住宅特例（税額を 200 ㎡以下の部分は 1/6、200 ㎡超の部分は 1/3 に減額）の対象から除外する措置が手当され、平成 28 年から適用されています。

ところで、総務省の住宅・土地統計調査によると、空き家のうち、周辺的生活環境に悪影響を及ぼし得る空き家の数は、毎年平均して約 6.4 万戸増加しています。また、国土交通省が実態調査したところ、居住用家屋が最も多く、周辺的生活環境に悪影響を及ぼし得る空き家の 75%は旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の基準）の下で建築され、そのうち約 60%が耐震性のない家屋であると推計しています。

そこで、自分の意思とは無関係に発生する相続人の空き家管理の負担増も踏まえ、古い空き家のうち、使える空き家は耐震リフォームなどにより利用し、使えない空き家は除却し有効活用することなど空き家の発生を抑制する一定の対応をした場合には、税制優遇措置を適用することが必要であるとの要望が出されていました。



### 2. 制度の内容

相続した家屋（耐震性がない場合は耐震改修をしたもの）又は家屋除却後の敷地を譲渡した場合、居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円特別控除が適用されることになりました。（措法 35）

#### 【適用要件】

- ①相続開始直前に被相続人のみが居住していた昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除きます）及びその敷地で、相続の開始日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡した場合に限定されます。
- ②譲渡対価の額が 1 億円を超えるものには適用されません。また、譲渡価額が 1 億円以下であっても、相続の時から譲渡した日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに、譲渡した家屋と一体として被相続人が居住していた家屋・土地等を譲渡したときは、その譲渡価額と当初の譲渡価額との合計額が 1 億円を超える場合は特例の適用はありません。
- ③譲渡をする家屋又は土地は、相続の時から譲渡の時まで事業用、貸付用、居住用に使われていないことが必要です。



居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除は、現に自分が住んでいることが適用要件になっています。もっとも、現在自分が住んでいなくても、①譲渡した家屋は過去に自分が所有者として住んでいた、②自分が住まなくなった日から3年を経過する年の12月31日までに家屋を譲渡した、の2つの要件を満たす場合は適用が受けられます。



これに対し、平成28年度改正で創設された特例は、過去に自分が住んでいたかどうかは要件とされない点が大きく異なります。

特例の適用を受けるためには、被相続人居住用家屋・敷地が、前記の適用要件を満たすことの確認をした旨を証明する地方公共団体の長等の書類を添付して、確定申告をする必要があります。

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例との選択適用となりますが、居住用財産の買換え等の特例とは重複適用できます。

### 3. 特例措置の適用を受けるために必要な書類

本特例の適用を受けるに当たっては、申請者は以下の書類を税務署に提出する必要があります。

#### (1) 家屋または家屋及び敷地を譲渡する場合

##### ①譲渡所得の金額の計算に関する書類

- ・確定申告書の提出に合わせて、「譲渡所得の内訳書」として提出

##### ②被相続人居住用家屋及びその敷地等の登記事項証明書等

- ・法務局にて家屋及びその敷地等の登記事項証明書等を取得可能

##### ③被相続人居住用家屋及びその敷地等の売買契約書の写し等

- ・家屋又は敷地等の買主との売買契約書の写し等を提出

##### ④被相続人居住用家屋等確認書

- ・被相続人居住用財産の所在市町村に申請し、交付を受ける

##### ⑤被相続人居住用家屋の耐震基準適合証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行）又は建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関が発行）の写し

#### (2) 家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等を譲渡する場合

##### ①譲渡所得の金額の計算に関する明細書

##### ②被相続人居住用家屋及びその敷地等の登記事項証明書等

##### ③敷地等の売買契約書の写し等

##### ④被相続人居住用家屋等確認書

### 4. 適用期日

この特例は、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡した場合に適用されます。





## 韓国へのクルーズ

根尾 勉

このゴールデンウィークに家内と英国船籍のダイヤモンド・プリンセスに乗船し、神戸港を5月4日17時に出港。一路釜山へクルーズ。

出港後、淡路島を右手に見て、和歌山を経て太平洋へ、その後鹿児島県の佐多岬を右真横に、そして種子島を左手に通過後、北への航路。

5月5日、船内でウェルカムパーティーがあり盛装で参加した。船長の挨拶の他、各部署責任者の紹介があった。船長はカナダ国籍で各責任者はイギリス、東南アジア等国际色豊かである。船長がカナダ国籍と聞いて船に万が一のことがあったとしても、一番先に逃げないだろうと大船に乗った気持ちになった。

5月6日8時に釜山に到着。その後、韓国のガイドに案内されバスで甘川洞文化村(カムチョンドンムナムウル)を観光、山肌に立ち並ぶ家屋はカラフルにカラーリングされ、ユニークで珍しい景色を楽しめた。ちなみに釜山のマチュピチュと称されているとのこと。次に向かったのが国際市場(チャガルチ市場)。ここは朝鮮戦争中に女性の行商人が作った市場で1,200のお店が軒を連ねている。ある店で日本の女性客が肌着を買うにあたって値切っていた。すると店員は「大阪の人?」と尋ねていた。「大阪のおばちゃん」は韓国でも有名なのだ。

昼になったので、韓国名物のカルピを食べにバスに乗り込む。この日は運が悪く、高速道路が無料のため大渋滞、ガイドさんが焦っていた。予定時間に遅刻したため、ゆっくりと食べる時間もなく店を出る。しかし美味しかった。その後、海東龍宮寺(ヘドンヨングンサ)へ向かう。この寺は岩場に建てられた珍しい海の寺で、高さ10mの海水観音大仏が有名であるとのこと。誰もが心から祈りさえすれば必ず一つの願いを叶えてくれると伝えられている。韓国観光は1日で終わり、同日17時に釜山港を出港、一路神戸港へ。

5月8日8時に無事神戸港に到着。

船中の食事はフリータイムバイキング形式、映画・プール・スポーツジム・アートギャラリー・カジノ・大浴場・免税店等があり、これらの費用は一部を除き旅行代金に含まれている。船の中は退屈であろうと本を数冊持参したが結局1冊も開くことが無かった。揺れも大船のせいか気になる程では無かった。旅費は部屋にこだわらなければ一人10万円程度。韓国もクルーズも初めてであったので、この先短い私にとっては楽しい思い出になることでしょう。



## 支部ゴルフに参加して

馬場崎 淳

支部の皆様には日頃より大変お世話になっております。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

平成28年7月14日に泉大津支部夏季ゴルフコンペが秋津原ゴルフクラブで開催されました。

美しい自然の風景を生かした戦略性に富んだ18ホールで、メンテナンスの行き届いた素晴らしいゴルフ場です。当日はスコールのような強い雨が降る時間帯もありましたが、7月中旬としては涼しい気温で、快適にプレーすることができました。

今回一緒にラウンドしていただいたメンバーにも恵まれ、また池の寸前でボールが止まるなど幸運もあった結果、優勝させていただきました。

次回は9月26日に開催の予定です。より多くの皆様のご参加を頂き交流を深めたいと思います。



# 租税教室の講師をしてみませんか。

## 租税教育推進委員会

租税教室とは、小学校、中学校といった義務教育の生徒さんたちだけではなく、高校や大学、そして社会人の方たちに対しても、税金についてのお話をする教室です。

全体の割合としては、小学校や中学校での機会が多いですが、大学や社会人に対しても租税教室は行われています。

小学生や中学生を対象とする時は、税金の仕組みや、税金の使われ方、税金の種類など、税金の必要性、大切さ等についてお話することになりますが、大学や社会人ともなると、租税制度や申告納税制度、税理士制度のようなところも関わる感じになります。

租税教育推進委員会は、支部の中に独立した委員会として平成 27 年に設置されました。

税金についてもっとよく知ってもらおうという趣旨のもと、税金は支払わなければならないというマイナスのイメージではなく、税金はこのように使われています、仕組みはこうなっています、そのために税金は必要であり、大切なものですよということをよりよく知ってもらうために税理士の租税教室が行われています。

税理士には、営利の面もありますが、それとともに地区相談等の社会的貢献という役割も求められています。この租税教室も税理士にとっての社会的貢献の一つなのです。

近畿税理士会は、租税教室の開催数を増やそうと以前より一層の努力をされておられます。そして小学校、中学校、高校、大学等に、租税教室を開催致しませんかという旨の案内を発送されています。

近畿税理士会泉大津支部としても、租税教室の開催数を増やす努力をしており、その結果租税教室への講師派遣についても、27 年 3 月期は 2 名でしたが、28 年 3 月期は 10 名となりました。

このように今後は、租税教室の開催数が増えていくことが予想され、それに伴い、講師をして頂く先生方の数が必要になってきます。

子供たちへの租税教育というと、何か大変なイメージや、何をどう話したら良いのかという不安もおありとは思いますが。

この点、近畿税理士会には、「税って何かな?」というテキスト・クリアファイルや町づくりシート・シールなど、租税教室を行っていただくための教材も準備されています。



また日本税理士連合会のホームページには租税教育について、小学生、中学生、高校生、大学生向けの対象者別のテキストなどが掲載されています。

近畿税理士会のホームページにも、租税教育推進部に小学生、中学生、高校生向けの対象者別のテキストなどが掲載されています。

これらのテキストをお読み頂くと、実際の租税教室において、どのようなことをどんな風に話せば良いのかについて、講師をされる予定の先生方の不安が解消されるほど、丁寧に記載されています。

同じ学校、同じ学年での複数のクラスの租税教室が開催される時は、クラス間での授業の統一性は保ちたいので、税理士会発行のテキストの中から使用して頂く教材を指定させて頂くこともありますが、いずれの教材もたいへん丁寧な構成になっています。

租税教育推進委員会としても、特に初めて租税教室の講師をして頂く先生方のサポートは積極的にさせて頂くつもりですので、泉大津支部の会員先生方の租税教室への講師のご協力をよろしくお願い致します。



また租税教室についての研修として、高等学校における租税教室講師研修会、小中学校における租税教室講師研修会などの研修会も開催されています。租税教室希望者の先生方には、是非このような研修会にもご参加頂けますようお願い申し上げますとともに、万が一、希望者が複数になりました時には、研修会に参加して頂いた先生を優先する可能性もございますので、よろしくお願い致します。

最後になりましたが、租税教室研修会への参加希望、そして支部租税教室希望者名簿へのご登録を支部事務局までご連絡頂けますよう、よろしくお願い致します。

# 最新研修ビデオの紹介

## <マルチメディア研修（日税連）>

「相続税の小規模宅地等の特例について」  
「職業倫理について（第一編）～税理士法上の責任について～」

## <プロフェッショナルセミナー>

「更正の請求による還付～補佐人税理士として経験した遺産分割に係る税務訴訟事件を通じて～」  
「平成 27 年分所得税・相続税・贈与税の確定申告のポイント&マイナンバー安全管理の留意点」  
「税理士が知っておくべき『給与』の税務」①②③  
「加算税の事例解説」  
「はじめての相続税申告における留意点」  
「消費税 総点検」  
「会社の解散、通常清算に係る実務～会社法と会計、税務の視点から～」

## <近畿税理士会主催>

「遺言書・相続税」  
「紛争事例で検証！科目別、事業所得者の必要経費判定」  
「高等学校における租税教室講師研修会」  
「小、中学校における租税教室講師研修会」  
「ピケティから考える『貧困克服のための税』」

## <全国統一研修会>

「増資・減資・自己株式取引の実務対応」  
「消費税の実務と課題」  
「最近の重要租税判決と実務への影響」  
「中小企業会計と税務の関係」  
「関係会社間取引の税務」  
「民法改正が税理士に与える影響について」  
「裁決事例の体系的分析からみた広大地の評価」  
「消費税を検証する一改正事項と今後の方向一」

## <大阪・奈良税理士協同組合主催>

「平成 27 年分 確定申告の留意点」  
「取引相場のない株式の評価と評価明細書の記載要領」



## 原稿・写真募集!!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>  
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合がありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで  
TEL：0725-33-7400  
FAX：0725-33-7405  
e-mail：izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp



## 編集後記

28 年夏号の泉大津支部だよりはいかがでしたか？

高岩先生のセンス溢れる富士山の写真、僕も参考にして撮りに行きたくなりました。

副支部長の中島先生のご挨拶では、36 時間研修等の貴重なお話。馬場崎先生の「譲渡所得の特例開設」の誌上研修は、とても勉強になりました。また、馬場崎先生は「支部ゴルフに参加して」も投稿していただき、28 年夏号では大活躍でしたね。馬場崎先生ありがとうございます！根尾先生の

「韓国へのクルーズ」はあまり旅行に行かない僕でも船に乗ってみたいとなりました。最後に、租税教育についてですが、学校では学ばない税金の大切さ、必要性を子供達に教えていくことは税理士にとっての重要な役目だと思います。僕もできる限り引き受けたいと思っています。

(M. M)